

インフルエンザ予防接種説明書

令和7年度版
茂原市長生郡医師会
長柄町

<インフルエンザとは>

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

主な症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することもあります。特に65歳以上の高齢の方等では重篤になりやすいので注意が必要です。

1. インフルエンザの予防

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。これは世界的にも認められている最も有効な予防法です。インフルエンザ感染の広がりには空気の乾燥が関連しています。外出時のマスクの着用や帰宅時の手洗いも大切です。

2. インフルエンザワクチンについて

インフルエンザワクチンは、3種類のウイルス株が含まれた「3価ワクチン」です。それぞれワクチン製造に使用されるウイルス株は、前年度や南半球における流行状態から、厚生労働省が決定します。

3. インフルエンザ予防接種の効果及び副反応

◎**効 果**：重症化の防止に一定の効果が期待できますが、接種すればかからないというものではありません。その為、接種後も手洗い等の感染予防が必要です。

◎**副反応**：予防接種の後まれに副反応が起こることがあります。

副反応として、局所反応（発赤・腫脹・疼痛等）、全身反応（発熱・嘔吐等）がありますが、通常2-3日で消失します。その他、ショック、アナフィラキシー様症状等も重大な副反応としてまれに報告されております。

また、予防接種と同時に、偶然ほかの病気が重なって現れることもあります。

※なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5ヶ月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前に接種を受けておくことが必要です。

4. 予防接種を受ける前に…

（1） 一般的注意

インフルエンザ予防接種の必要性や副反応をよく理解の上、接種してください。

気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に健康保険課やかかりつけ医にご相談ください。また、予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受けるご本人が責任をもってご記入ください。

【必ず裏面もお読みください】

(2) 予防接種を受けることが適当でない方

- ① 明らかに発熱のある方（一般的に、体温が 37.5℃ 以上の場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな方
※「アナフィラキシー」というのは通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ④ インフルエンザ予防接種で接種後 2 日以内に発熱、発疹（ほっしん）、じんましんなどアレルギーを思わす異常がみられた方
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(3) 予防接種を受けるに際し、かかりつけ医とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある方
- ② 過去にけいれんの既往のある方
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある方
- ⑤ インフルエンザ予防接種に含まれる成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーを起こす恐れのある方
- ⑥ 腎機能障害のある方
- ⑦ 肝機能障害のある方

5. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 接種後 30 分は急な副反応がみられることもあります。医師（医療機関）と早急に連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部分をこすらないようにしてください。
- ③ 激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

6. 健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものかの因果関係を専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。手続きについては町へお問い合わせください。

お問い合わせ・連絡先

長柄町 健康保険課 健康推進係 TEL 0475-35-2115 FAX 0475-35-2459